- 1. 件名: 伊方発電所3号機保安規定第88条第2項を適用して実施する点検・保修について
- 2. 日時: 令和2年2月3日 10時50分~11時10分
- 3. 場所:原子力規制庁 2階会議室
- 4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 検査グループ 実用炉監視部門 小野上級原子炉解析専門官、比企主任監視指導官、東原子力規制専門員 四国電力株式会社 東京支社 課長(原子力担当) 他1名

5. 要旨

(1)四国電力株式会社から、令和元年11月25日の面談で説明のあった伊方発電所3号機において実施する保安規定第88条第3項を適用しての点検・保修のうち、下記の作業について、新たに設置した非常用ガスタービン発電機から給電用ケーブルを敷設することから、保安規定第88条第2項を適用して当該作業を実施したい旨提出資料に基づき説明があった。

対象設備:非常用ガスタービン発電機設置工事(給電電路変更) 作業概要及び予定日時:

- ・空冷式非常用発電装置3,4号の点検に伴う高圧中継端子盤との解結線および非常用ガスタービン発電機設置工事に伴う空冷式非常用発電装置隔離
- · 令和2年2月12日 9:00 ~ 令和2年2月20日 17:00
- (2) 原子力規制庁から、了解した旨回答した。
- 6. その他

提出資料:保安規定第88条第2項を適用して実施する点検・保修の連絡書

以上